

桑名市収納業務効率化推進事業委託に係るプロポーザル審査基準書

1. 目的

本審査基準書は、桑名市収納業務効率化推進事業委託に係るプロポーザルの審査にあたり、最も優れた提案を行った事業者を選定するために必要な事項を定める。

2. 審査の対象

審査の対象者は、以下の全てを満たす者とする。

- (1) 桑名市収納業務効率化推進事業委託実施要領（以下「実施要領」という。）6 参加資格要件を全て満たす者
- (2) 実施要領 14 提案者の失格の全ての項目に該当しない者

3. 審査を行う者

桑名市収納業務効率化推進事業選定委員会（以下「委員会」という。）

4. 審査・選定方法

委員会は、下記及び審査基準により本市に最も適した提案を行った事業者を優先交渉権者として選定するものとする。

- (1) 審査点数が一番高い者を優先交渉権者とし、二番目に高い者を次点とする。
- (2) 審査点数が同点の場合、提案内容が高い者を優先交渉権者とし、更に同点の場合は見積金額の低い者を優先交渉権とする。また、参加者が1者のみの場合には、委員会で、参加資格条件および仕様の内容の適格性について、再度確認を行い、その適格性が認められ、かつ最低基準点（参加委員の合計点が60%以上）を満たしていれば、交渉権者とする。

プロポーザル審査基準表

審査項目		審査基準	配点
事業者の 信頼性	① 業務実績	・事業者の経営実績や過去における地方公共団体への同種、類似業務の実績	30点
	② 管理体制	・従事者の選考及び採用の考え方 ・従事者の配置、体制及び役割分担の考え方 ・従事者の服務規程確保の考え方 ・従事者への教育及び研修	10点

	③ 個人情報保護の 取り組み 資料の管理	・個人情報保護の取り組み ・リスクマネジメントの考え方	10点
提案内容	④ 業務運営	・本業務への取組及び基本的な考え方 ・業務の適正な執行の考え方 ・スケジュール管理 ・事前準備期間及び業務終了時における 引継の考え方 ・事前準備期間における人員配置 ・トラブル対応の考え方	20点
	⑤ 独自提案	・収納業務における事務効率への効果が 認められる提案	10点
コスト	⑥ 見積金額 (拡大提案分含む)	応募者中の最低見積金額と各応募者の見 積金額により算出する。	20点
合計			100点